

厚生労働大臣が定める掲示事項

- 1、 当施設は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて「特殊疾患病棟入院料2」の届出を行っている保健医療機関です。当病棟では1日に15人以上の看護要員（看護師・准看護師・看護補助者）が勤務し、そのうち看護師が8名以上勤務しています。
[看護要員]
8時00分～17時00分 1人当たりの受持数は 9名以内です。
17時00分～ 8時00分 1人当たりの受持数は25名以内です。
[看護補助]
8時00分～17時00分 1人当たりの受持数は 4名以内です。
17時00分～ 8時00分 1人当たりの受持数は50名以内です。
- 2、 入院時食事療養費について
当施設では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時適温（夕食は午後6時以降）で配膳しております。

【入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）】

一般所得者		1食につき 510円
小児慢性特定疾病児童等又は指定特定医療を受ける指定難病患者		1食につき 300円
低所得者（Ⅱ）	入院期間が90日未満	1食につき 240円
	入院期間が90日超	1食につき 190円
低所得者（Ⅰ）		1食につき 110円

- 3、 当施設は、患者様の負担による付き添い看護は行っていません。

令和7年4月1日
管理者 須藤 徹